

支え合い、誰もが健康で自分らしく暮らせるまちへ！

10月1日から新たな福祉支援体制がスタートします！

町では、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けるため、3つの体制を整備し、10月1日から運用を開始します。

相談や支援が必要なときは、どうぞお気軽にご利用ください。



1 成年後見制度を推進する 中核機関を設置します 「権利擁護センターひので」

受託者：日の出町社会福祉協議会

目的・対象者

判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用支援を強化します。



主な役割・機能

- ・成年後見制度の相談・利用支援
- ・後見人等の支援
- ・市民後見人の養成
- ・地域連携ネットワークの構築など

こんなときにご相談ください

- ・認知機能が低下している
- ・財産管理や契約・手続が不安
- ・通帳やお金の管理に心配がある
- ・親族がいない、頼れる人がいない

2 相談支援の中核を担う 日の出町基幹相談支援 センターを設置します

受託者：日の出町社会福祉協議会

目的・対象者

障がいのある方やご家族、支援者の相談窓口として、相談支援の中核的な役割を担い、切れ目のない支援につなげます。



主な役割・機能

- ・相談支援事業所への助言・支援
- ・権利擁護・虐待防止の取組
- ・地域の相談支援体制の強化
- ・総合的・専門的相談

こんなときにご相談ください

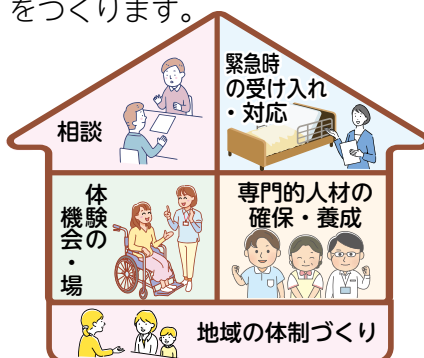
- ・福祉サービスのことを相談したい
- ・どこに相談してよいか分からない
- ・障がいのある方の権利を守りたい

3 地域移行を推進する地域 生活支援拠点を整備します

受託者：秋川流域生活支援ネットワーク

目的・対象者

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう緊急時の受け入れ・対応などを地域全体で支える体制をつくります。



主な役割・機能

- ・いつでも相談できる体制づくり
- ・緊急時の受け入れ・対応
- ・体験の機会・場の提供
- ・専門的人材の確保・養成
- ・地域の体制づくり

こんなときにご相談ください

- ・急な介護者不在に備えたい
- ・一人暮らしを体験してみたい
- ・地域の支援機関につなりたい

相談しやすく、適切な支援へ



相談窓口の機能が強化され、それぞれの状況に合わせた支援につなげます。

専門機関同士がつながります



関係機関の連携が強化され、切れ目のない支援を受けることができます。

地域みんなで支え合うまちへ



地域での理解や支え合いが広がり、安心して暮らせるまちを目指します。

ご相談の流れ（まずはお気軽にご連絡ください）



1 相談する
電話や窓口で
ご相談ください。



2 相談内容の確認
お困りごとなど
お伺いします。



3 支援の調整・連携
関係機関と連携、適切
な支援につなげます。



4 継続的な支援
継続的に見守り、安心して
暮らせるよう支援します。

お問い合わせ

※ 受付時間：平日 8:30～17:15（年末年始を除く）

- ① 成年後見制度中核機関（権利擁護センターひので） ☎ 042(588)4511（日の出町社会福祉協議会）
- ② 日の出町基幹相談支援センター（権利擁護センターひので） ☎ 042(588)4511（日の出町社会福祉協議会）
- ③ 地域生活支援拠点（特定非営利活動法人 秋川流域生活支援ネットワーク） ☎ 042(519)9761

各制度について

- ①▶ 福祉総務課 地域福祉係 ☎ 042(588)4002 / ②、③▶ 福祉総務課 障がい支援係 ☎ 042(588)4112